

2013年10月11日

原子力規制庁
安全規制管理官(廃棄物・貯蔵・輸送担当)付
パブコメ担当 御中

一般社団法人 日本電機工業会
専務理事 海老塚 清

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令(仮称)(案)等に対する意見

窓口担当 : 一般社団法人 日本電機工業会 原子力部長 津山 雅樹
所在地 : 〒102-0082 東京都千代田区一番町17-4
電話 : 03-3556-5886
E-mail : masaki_tsuyama@jema-net.or.jp

○要旨

条文の具体的記載は、誤解しやすい表現や、難しい表現を避け、用語の統一や重複する記載を避けるなど、読み手によらず、誰もが同じ理解、解釈をできる表現にすべきと考えます。

○意見/理由

この度原子力規制委員会より提示された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部を改正する政令(仮称)(案)」や「原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(仮称)」等の関係規則類等は、核燃料施設等の安全性を高めるために非常に重要な意義を持っております。

核燃料施設等の高い安全性が確保され、有効に維持されるために、当該規則類等は最新の科学的根拠に基づくものであることはもとより、技術の進歩及び産業界の不断の改善を柔軟に反映できるものとするのが重要と考えます。

1. 条文の明確化

条文の具体的記載は、誤解しやすい表現や、難しい表現を避け、用語の統一や重複する記載を避けるなど、読み手によらず、誰もが同じ理解、解釈をできる表現にすべきと考えます。例えば、以下の例が挙げられます。

例1) II 委員会規則 1.原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(仮称) (11)使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第1条の三及びII 委員会規則

11.再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(仮称) 第39条

- ・「セル内又は建屋内における放射性物質の漏えい」という表現では、設計基準で想定する放射性物質の漏えい事象と区別できない可能性があるため、区別できる表現に変更して頂きたい。

例2) II 委員会規則 11.再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(仮称) 第4条

- ・II 1.(12)「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」においては、火災

等による損傷防止は「安全機能を有する施設」を対象に、その安全機能に著しい影響を与えないことを要求している。従い、II 11.の規定においても「火災等の損傷の防止」は「安全機能を有する施設」を対象としていることを記載頂きたい。

例3)IV内規(行政手続法の審査基準に該当するもの) 12.再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(仮称) 第4条第1項及び第2項

- ・第1項に挙げている原因物質の用語と第2項の用語は統一、或いは使い分けの明確化を図って頂きたい。例えば、「有機溶液」と「有機溶媒」、「爆発性物質」と「熱的に不安定な物質」など。

例4)IV内規(行政手続法の審査基準に該当するもの) 12.再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(仮称) 第15条第2項

- ・第5号及び第6号において安全設計の妥当性の評価の判断基準に「最大許容限度」の表現が使用されているが、その定義がなされていないので、対応が不明確になる可能性がある。このため、「最大許容限度」の定義を明確にして頂きたい。

2.その他要望事項

その他、今回示された委員会規則(案)や内規(案)に規定されている内容をより有効且つ実効的なものにする観点に立ち、以下の点について要望致します。

1)II 委員会規則 1.原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(仮称) (11)使用済燃料の再処理の事業に関する規則 第1条の三

- ・第1条の三(重大事故)の定義は、骨子案では「B-DBAのうち、大きな影響を及ぼす事故」と記載されていたが、本規則では「設計上定める条件より厳しい条件の下に置いて発生する事故」との記載に留まっている。このため、「…厳しい条件の下において発生する大きな影響を及ぼす事故であって、…」等のような表現にして頂きたい。

2)II 委員会規則 11.再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(仮称) 第13条

- ・標記規則第13条(安全避難通路等)の内容は、II 1.(12)「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」第13条の二(安全避難通路等)に同様の表現の規定がされている。こうした事例は、各規則に散見される。内容が同じ条文は、出来るだけ重複を避け記載しないか、或いは基準となる規則の当該箇所を引用する形にして頂ければ、わかりやすい記載となり被規制側の規則解釈の誤り防止につながり、また、規則に改訂があった場合にも理解しやすいと考える。

3) IV内規(行政手続法の審査基準に該当するもの) 6.試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(仮称)

- ・解釈の説明の中に多くの旧原子力安全委員会の指針類が引用されている。これらの指針については容易にアクセス、参照できるシステムとして頂きたい。引用されている指針類には例えば以下のようなものが挙げられる。
 - 「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和50年5月13日原子力安全委員会決定)
 - 「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」(昭和50年9月28日原子力安全委員会決定)
 - 「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について」(平成3年3月27日原子力安全委員会了承) 等

日本電機工業会としては、以上の点を規則類等に反映頂くことを希望致します。また、新規

制基準施行後は、審査が遅滞なく進められることを期待します。

以上